

平成28年9月8日

お知らせ

富山県農林水産部
土木部

平成28年度における県発注工事の前払の特例に係る取扱いについて

このたび富山県では、地方公共団体の前払に関する地方自治法施行規則が改正されたことに伴い、平成28年度発注工事の前払金の用途を拡大します。

1 対象となる前払金

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成29年3月31日までに払出しが行われるもの

2 用途拡大の内容

前払金の用途について、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に拡大します。

なお、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25となります。

3 既に請負契約を締結した工事の取扱い

既に請負契約を締結した工事についても本特例措置を適用することが可能です。

本特例措置の適用を希望する場合は、発注所属にご相談ください。

(事務担当)

農林水産企画課 経理係

TEL 076-444-3369

管理課 入札・契約係

TEL 076-444-3309